



U.S. Citizenship
and Immigration
Services

オフィス オブ
コミュニケーションズ

USCIS アップデート

2011年3月17日

USCIS

では最近の災害で影響を受けた日本人への移民援助があることを呼びかける

ワシントン—

最近の地震と津波を考慮して、米国市民権移民局（USCIS）では、日本国民が一定の米国移民援助を要求に応じて利用できることを呼びかけています。

USCIS

では、天災によって個人が合法的な移民ステータスを確立または維持できない影響を受けることがあることを理解しています。有資格の日本人が利用できる一時的救済対策には、次があります。

- 現在米国にいる個人で非移民ステータスを変更または延長するリクエストが入国に許可された期限が切れた後に提出されても、この申請を承認、
- USCIS によって臨時入国許可証が付与されている個人の再臨時入国許可、
- 特定の一時渡航許可証の延長および一時渡航許可証のリクエストの迅速処理、
- 可能であれば、深刻な財政的困難を経験している F-1 学生へのキャンパス外での就労許可に対するリクエストの迅速裁決および承認、
- 米国市民および永住権保持者（LPR）の近親者の移民請願書の迅速処理、
- 適切であれば、就労許可の迅速化、および
- グリーンカードのような移民書類なしに海外で立ち往生している LPR への援助。LPR が USCIS の出張所のない場所で立ち往生している場合、USCIS および国務省ではこのような事態に連携して対処します。

ビザ免除プログラムに基づいて旅行をしている旅行者は、援助を受けるためにお近くの [USCIS 出張所](#) をお訪ねください。米国の空港にいる日本人は、その空港の米国税関国境保護局にご連絡ください。

USCIS

の人道支援計画の詳細につきましては、www.uscis.gov にアクセスするかまたはナショナルカスタマ サービス センターまでお電話 1-800-375-5283 でお問い合わせください。